## 2022年4月2日

## 2022年目標 TAC建築士講座

級	二級
講義	学科
科目	法規
教 材	法規サブノート ・ 問題集 ・ 法規タイムトライアル解答解説

日付	頁	誤	正
	<ul><li>法規サブノート</li><li>P 27</li><li>下線部分を</li><li>修正</li><li>法規サブノート</li><li>P 61 36行目</li></ul>	15. <b>罰則</b> ■士法 <u>38</u> 条 第 <u>38</u> 条 次の各号のいずれかに該当する者 は、1年以下の懲役又は。 →令108条【 <u>準耐火性能</u> に関する技術的基準】	15. <b>罰則</b> ■士法 <u>37</u> 条 第 <u>37</u> 条 次の各号のいずれかに該当する 者は、1年以下の懲役又は。 →令108条【 <u>防火性能</u> に関する技術的基準】
	下線部分を 修正 法規サブノート P 62 <b>5行目</b> 下線部分を	→令109条【 <b>準耐火性能</b> に関する技術的基準】	→令109条【 <b>準防火性能</b> に関する技術的基準】
	修正 <b>法規サブノート</b> P192 第3節バリ アフリー法 下線部分を 修正	第3節 パリアフリー法  1. 用語 ■法2条【定義】	第3節 パリアフリー法  1. 用語 ■法2条【定義】  〒八号 特定建築物  〒九号 特別特定建築物
4/2	問題集 P359 問184 解説 13行目 下線部分を修正	<u>〒八号</u> 建築物特定施設 (1) 敷地面積の計算(法42条2項、令2条一号) 敷地 <u>東側</u> の道路は中心線から2mの線が	<u>二十号</u> <b>建築物特定施設</b> (1) 敷地面積の計算(法42条2項、令2条一号) 敷地 <u>南側</u> の道路は中心線から2mの線が
	問題集 P463 問230 枝 1 解説 下線部分を修正	<ol> <li>正しい。バリアフリー法2条十八号及び令6 条七号により、</li> </ol>	1. 正しい。バリアフリー法2条 <u>二十</u> 号及び令 6条七号により、
	問題集 P467 問232 枝 3 解説 下線部分を修正	3. 誤り。バリアフリー法 2 条 <u>十六</u> 号、 <u>十七</u> 号及 び ·········	3. 誤り。バリアフリー法 2 条 <u>十八</u> 号、 <u>十九</u> 号 及び ·········
	問題集 P473 問235 枝5解説 下線部分を修正	参考: 建築物省エネ法11条より、【特定建築物】 とは、【居住のために継続的に使用する室 〈住宅部分〉以外の建築物の部分〈非住	参考:建築物省エネ法11条より、【特定建築物】 とは、【居住のために継続的に使用する 室〈住宅部分〉以外の建築物の部分〈非
	法規タイム トライアル 解答解説 P56 (No. 25) 枝 5 参考 下線部分を修正	宅部分〉の規模が <u>2,000</u> ㎡以上である建築 物】である。	住宅部分〉の規模が <u>300</u> ㎡以上である建築物】である。

問題集	1. 正しい。バリアフリー法2条 <u>十八</u> 号及び令6	1. 正しい。バリアフリー法 2 条 <u>二十</u> 号及び令
P475 問236 枝1解説	条七号により、	6条七号により、
下線部分を修正		
問題集	ハ. 正しい。バリアフリー法2条 <u>十六</u> 号、同法	ハ. 正しい。バリアフリー法2条 <u>十八</u> 号、同法
P481 問239 枝ハ解説		
下線部分を修正		

以上のとおり、訂正をお願いいたします。